（整理番号 2608）

長野地方最低賃金審議会

令和８年度　第２回長野地方最低賃金審議会　議事録

令和８年 10 月 28 日公開

開催日時 場　　所	令和８年７月 29 日　13 時 30 分～14 時 40 分 ホテル信濃路　２階　穂高		
出席状況	公 益 代 表 委 員	出席　５人	定数　５人
	労 働 者 代 表 委 員	出席　５人	定数　５人
	使 用 者 代 表 委 員	出席　５人	定数　５人
主要議題	１．運営問題小委員会委員長報告について ２．特定最低賃金検討小委員会委員長報告について ３．関係労使からの意見聴取について（結果） ４．中央最低賃金審議会における審議状況について ５．その他		

○藤川賃金室長

それでは、ただ今より令和８年度第２回長野地方最低賃金審議会を開催いたします。

はじめに定足数の確認です。本日の出席委員は、委員１５名中１５名全員の御出席をいただいており、３分の２以上の出席となりますので、最低賃金審議会令第５条第２項の規定により本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日は５名の方が傍聴に、報道機関１社が取材に来られていることを併せてご報告いたします。

それでは、審議に先立ちまして木村労働局長からご挨拶申し上げます。

○木村労働局長

長野労働局長の木村でございます。

委員の皆様方におかれましては、長野地方最低賃金審議会第２回本審に御出席いただき、誠にありがとうございます。まずもって、この度の熊本地震により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。さて、報道等でもあったとおり、昨夜、中央最低賃金審議会において、目安に関し、本審にて答申を受け結審したとのことでございます。こちらに連絡がありましたのは、昨夜の１２時半ぐらいでして、活発な議論をいただいたようでございます。具体的には、全国加重平均の上昇額は５５円、昨年度は６６円、長野県を含むＢランクの引上げ目安は５６円と示されたとのことでございます。本日は、第２回本審に引き続きまして、第１回専門部会の開催も予定されてございます。事務局として、審議会の円滑な運営に努めて参りますので、地域の実情を踏まえた長野県最低賃金の改正御審議、御協力を賜りますようお願い申し上げま

して、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日も、よろしくお願いいたします。

○藤川賃金室長

それでは、これからの審議につきまして、山本会長よろしくお願いいたします。

○山本会長

皆さんこんにちは。今日もよろしくお願いします。第１回の本審から本日までに、現地視察ということで事業所を訪れて労側、使側から話を聞いたところでして、ご参加いただきありがとうございました。ご参加いただけなかった方は、この後、事務局からどんな風だったか説明があると思います。やはり、実際に現地でお話をお聞きして、どんな労働環境で仕事をされているか、また、経営者の方から、使用者側がこんな努力をしていますという話を聞いたのは、私自身にとっても参考になったと思っています。

先ほど、局長から話がありましたが、昨日、中央から目安というものが出されましたので、これを前提に、長野県としてどうあるべきか、という点に関して、この後に続く専門部会で話を進めていきたいと思っています。

本日の審議会に関しましては、事務局から会議の冒頭に取材の説明があったところでありますので、全部公開となっております。本日の議事録確認ですが、労働者代表委員は風間委員に、使用者代表委員には鈴木委員にお願いします。

それでは、会議次第に沿って進めてまいります。まず、議題（１）の運営問題小委員会委員長報告についてです。資料№17 に委員長報告の写しがありますので、事務局で朗読をお願いします。

○小野山賃金指導官

（資料№17 を朗読）

○山本会長

ただいまの運営問題小委員会報告について、何かご意見やご質問はありますか。

（意見等なし）

○山本会長

特にご意見等がなければ、委員長報告に従い、令和８年度の審議会を運営していくことといたします。

次に、議題（2）の特定最低賃金検討小委員会委員長報告についてに入ります。資料№18 に委員長報告の写しがありますので、事務局で読み上げをお願いします。

○小野山賃金指導官

（資料№18 を朗読）

○山本会長

ただいまの特定最低賃金検討小委員会委員長報告について、何かご意見やご質問はありますか。

（意見等なし）

○山本会長

特にご意見等がなければ、委員長報告のとおりとします。

続きまして、議題（３）関係労使からの意見聴取についてです。事務局から説明をお願いします。

○小野山賃金指導官

まず第一に、実地視察結果についてでございます。日程調整の結果７月９日、７月 17 日の２日間、実地視察を北信地区で行いました。合計２社にご協力いただきました。ご同行いただきました委員の方々におかれましては、お忙しいところ、ありがとうございました。

お手元の資料№19「令和８年度長野地方最低賃金審議会実地視察結果報告」をご覧ください。

（資料№19 を朗読、説明）

○藤川賃金室長

実地視察の関係でございます。１点追加がございまして、法人名と働いている方の名前を伏せさせてございますが、受け入れてもらう際に約束いたしまして伏せさせてもらいました。名称が分からずとも審議会の中でご検討するにあたりまして、可能と判断をいたしましたので、法人名と働いている方の名前を伏せたことに関して、ご理解、ご了承いただければと思います。

続きまして、意見書の提出ということでございます。最低賃金法第 25 条第５項及び同法施行規則第 11 条第１項の規定により、７月３日から７月 24 日まで、意見書の提出について公示しましたところ、３件の書類を提出していただいてございます。資料ナンバーで申し上げますとナンバー２０の１、２、３ということになります。１件ずつ紹介させていただこうと思います。

まず、資料ナンバー２０の１で、こちらが、長野県労働組合連合会からいただいた意見書でございます。

（資料№２０の１、要請項目など要点を紹介）

２つめは、２０の２で、生協労連コープネットグループ労働組合からいただいた意見書です。

（資料№２０の２、要点を紹介）

３つめは、２０の３で、有限会社花岡商店からの意見書です。

（資料№２０の３、要点を紹介）

こういった意見書を頂戴いたしましたけれども、一番最初に紹介しました長野県労働組合連合会さんから、１万人を超える署名をいただいておりまして、右手にお持ちしていますので、

お時間がございましたら、ご覧いただければと思います。事務局からは、以上です。

○山本会長

ただいまの関係労使からの意見聴取の結果について、何かご質問、ご意見等はありますでしょうか。

（意見等なし）

○山本会長

私から質問で、昨年もあったんですが、多分、建労連からの意見書で意見聴取の要請しますと書かれていますけど、特に今日まで具体的な申出がないから、この点に関し特段取り扱うことはないという理解でいいですか。

○藤川賃金室長

これは、事務局で調整させていただいております。

○山本会長

次に議題４に入ります。中央最低賃金審議会における審議状況についてということで、事務局から説明をお願いします。

○藤川賃金室長

事務局から説明させていただきます。冒頭に、局長から説明いただいたとおり、昨夜目安が示されまして、急展開があったという状況でして、何点か資料を紹介させていただこうと考えてございます。

まず一点目ですが、資料番号３１番をご覧いただければと思います。長野労働局長からの依頼事項を出させていただいた資料です。これは、長野地審だけではなく、全国の各地審で同じようなお願いをさせていただいております。その理由ですが、政府の経済対策が出るタイミングと、中央と地方で諮問するタイミングの関係におきまして、例年、この資料３１の文言が諮問の方に入ってくる文言だったんですけれども、今回、その経済対策と諮問の順番が違ってきておりまして、こうしたお願いをさせていただいたということです。読み上げさせていただきます。令和８年７月 21 日に日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針２０２６が閣議決定されました。長野県最低賃金額改定について、これらに配意した、貴会の調査審議をお願い申し上げます。令和８年７月 29 日長野労働局長木村聡ということでございます。今、２つの経済対策を把握しておりまして、１つは実質賃金の年１％程度の上昇という点と、あとは、地域間賃金格差の解消です。そういったことが、対策に含まれていますので、こういった点もご配慮いただきたいということで紹介させていただきました。

続きまして、資料番号３３をご覧ください。局長からも話がございましたけれど、昨夜だいぶ遅くまで審議を進めまして、出ました方針ということでございます。時間の関係で全部紹介

できないですが、何点かご紹介させていただこうと思います。資料番号３３の最初のページをご覧いただきまして、項目番号が並んでいますが、１番から３番まで読ませていただきます。

１番、令和８年度地域別最低賃金改定の目安については、その金額に関し意見の一致を見るに至らなかった。

２番、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙１）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙２）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

３番、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

続きまして、１枚お開きいただき２枚目をご覧ください。公益委員会見解の始めの部分で、令和８年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安でランクです。ＡＢＣと別れてございまして、ランクＡが５４円、長野県を含むランクＢが５６円、ランクＣが５６円です。少し、公益委員会の長文の１か所を読ませていただこうと考えてございまして、１０ページをご覧いただければと思います。カという部分で、地方最低賃金審議会への期待等です。

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況をはじめとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準になっていることを考慮するとともに、売上経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配慮いただきたいと考える。

その上で、令和７年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39 道府県で目安額を上回る答申が出され、うち 11 県では、目安額を 10 円以上上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11 月以降を発効日とする地域が 27 府県に達し、令和８年１月１日以降を発効日とする地域も６県あった。

こうした令和７年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和８年度以降の審議に向けて、「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日）をとりまとめており、同とりまとめの２（２）及び３（４）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ること

を要望する。なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第９条第３項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。最低賃金の引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされている中で、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和５年協議会報告の３（１）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度も、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と軍部の企業別の影響把握などを中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。

こういったことが記載されてございます。資料が、後ろに付いておりまして、一部紹介させていただければと思います。右下にページ番号がございまして、６ページをご覧いただきますと、中東情勢の影響の資料が出て来ているということです。あと、ご覧いただきたいのが、１１ページです。これは、賃金改定状況調査結果の第４表でランク別の賃金上昇率についてです。第４表の③ですね、赤で数値が囲ってございますけれど、こういった資料が添付されているということでございます。もう１点ご紹介させていただきますと、２２ページをご覧いただければと思います。価格転嫁の状況ですね、後ろ、２３，２４ページの中にあるということです。

最後ですけど、会議の始まる前に会長からも触れていただいたんですが、中賃の会長のメッセージが今年も予定されているということでございます。今日現在、事務方に降りてきていないのですが、今週の金曜日の専門部会か来週の専門部会の中で、ビデオメッセージをお聞きいただくか、紙を配るか、両方行うか、会長を中心にご検討いただき、ご審議いただく予定でございますので、よろしくお願いします。事務局からは、以上です。

○山本会長

ただいまの中央最低賃金審議会の審議状況について、何かご質問、ご意見のある方がいらっしゃいますか。

（意見等なし）

○山本会長

特になければ、次の議題にはいります。事務局から何かありますか。

○藤川賃金室長

今日は若干時間もございますので、配布させていただきました資料の確認をさせていただければと思います。まず、会議次第をご覧ください。今から資料番号の２１の１から資料を紹介させていただきます。資料番号の２１番に１番と２番があるということですけど、これは中央最低賃金審議会を受けましての全員協議会の２回、３回分の資料です。若干、資料が多かった

ものですからツーアップにさせていただいておりまして、見にくい点に関しましてご理解いただければと考えております。続きまして、資料番号の２２番ですね、これが１番から３番ということですが第１回目から３回目までの目安に関する小委員会資料で配布させていただいております。

１点、紹介したい資料がございまして、資料番号２１の②の４枚目の裏側をご覧ください。タイトルが項目２発効日についてをご覧ください。２０２５年の地域別最賃の発効日は例年より遅くなったのは、中小企業の影響とされていて、地方の方でまとめた資料ということでございます。これは、全く初めての資料ということで、昨年までは無かったものです。発効日が１月以降だったところを中心に行ったもので、秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分の６県ということでございます。この資料は昨年まで無かったということで紹介させていただきました。

資料番号２３番をご覧ください。地域別最低賃金の推移等に関する資料で、例年お配りさせていただいております。１枚目の裏側は、地域別最賃の未満率、影響率で、こういった資料が何枚か付いておりまして、是非ともご参照ください。

続きまして、資料２４番をご覧ください。こちらは、今年初めて使わせていただきました、事務方でまとめた物価の動向です。上の表は消費者物価（前年同月比）で、青い線は長野市の帰属家賃を除く持ち家で、赤は全国、黒い線が長野市の食料で、オレンジが全国食料でグラフ化しています。下の表が企業物価で、黒が国内の企業物価で、青が輸出物価（円ベース）、赤が原油物価（円ベース）でグラフ化しています。

続きまして２５番の資料をご覧ください。これは、例年配布させております、長野県経済の動向というタイトルが付いています。一般財団法人長野経済研究所の資料です。全部は読めませんけれども、１枚目に概要が書いてございまして、長野県の景気は生産面を中心に底入れの兆しがみられるといった文言が使われるところでございます。

次に資料番号２６番をご覧いただければと思います。こちらも例年お配りしているもので長野県の金融経済動向というもので、日銀松本支店が推し進めているところです。概況ということで、少しだけ読ませていただきますけれど、長野県経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。そういった評価をしている資料ということでございます。

続きまして、資料２７をご覧いただければと思います。企業関係で、経済観測調査（長野県）されている資料で、こちらも日銀松本支店が出している資料です。１枚目裏面の理念を読ませていただきますと、項目１は業況判断 DI（全産業）で、企業の業況感は、横ばいとなっている。こういった評価がされている資料ということでございます。

資料２８もご覧いただきたいと思います。最近の県内経済情勢ということで、財務省関東財務局、長野財務事務所が勧めている資料です。ご紹介させていただきますと、５ページの一番下をご覧ください。ここは、（参考）倒産ということで、長野県の企業倒産（前年同期比）で、数値は上がっており、グラフ化されているものでございます。前年を上回っているという文言も見られるところでございます。

資料番号２９をご覧ください。タイトルは、れいわ８年春季賃上げ要求・妥結状況調査結果（最終報）のなっておりまして、長野県労働雇用課調査係が取りまとめたものということです。１枚目の調査結果の概要を紹介させていただければと思います。黒ポツが二つありまして、一

つ目の黒ポツで平均要求額（定期昇給含む）、平均要求額は16,919円で、前年同期と比べ金額で1,643円増加し、平均要求率は6.01％で前年同期を0.42ポイント上回りました。二つ目黒ポツで平均妥結額（定期昇給含む）、平均妥結額は11,445円で、前年同期と比べ金額で1,025円増加し、平均賃上率は4.08％で前年同期を0.25ポイント上回りました。下の特徴と傾向まで回させていただきますと、平均妥結額及び平均賃上率は前年同期を上回り、平均妥結額は現在の算出方法で比較可能な平成１２年以降で最も高い額となり、５年連続で最高額を更新しました。こういったものが記載されている資料でございます。

資料番号３０をご覧いただければと思います。これも例年配布させていただいており、長野市の消費者物価指数2020年基準というタイトルの、長野県企画振興部総合政策課統計室の資料です。上の方に白〇が三つあります。一つ目の〇ですが、総合指数は、2020年（令和2年）を100としていて114.9となり、前月比は同水準でした。また、前年同月比は1.5％上昇し、58か月連続で前年同月を上回りました。二つ目の〇ですが、生鮮食品を除く総合指数は、114.7となり、前月比は0.2％上昇しました。また、前年同月比は1.6％上昇し59か月連続で前年同月を上回りました。最後の〇ですが、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は113.4となり、前月比は0.1％上昇しました。また、前年同月比は1.7％上昇し、51か月連続で前年同月を上回りました。

次は、資料番号３１番ですが、先ほど紹介させていただきました。ここまで、本審の資料の紹介をさせていただきました。

以上です。

〇山本会長

ありがとうございました。

〇藤川賃金室長

すみません。まだ参考資料がございました。　引き続き、参考資料の１番から７番に触れさせていただきます。参考資料１番が経済財政運営と改革の基本方針2026についてで、閣議決定されたところです。続きまして、参考資料２番が日本成長戦略2026年７月21日です。続きまして、参考資料３番をご覧いただければと思います。これは、長野県弁護士会様からいただいた、地域で安心して暮らすために最低賃金の引き上げを求める会長声明です。裏面の後ろから二つのセンテンスを紹介させていただきます。

（同声明の最後から二つのセンテンスを朗読）

続きまして、参考資料４番をご覧いただければと思います。こちらは、日本労働組合総連合会長野県連合会様からの書面です。１枚目の三つめのセンテンスから朗読させていただきます。

（１枚目の三つめのセンテンスから表面を朗読）

残りの参考資料が５番６番７番です。参考資料５番は、賃金支払いの支援策ということです。参考資料６番、７番は、令和８年度業務改善助成金です。

事務局からは以上です。

○山本会長

ただいまの説明につきまして何か質問等ございますか。

○牛山（うしやま）委員

今日は、ご説明ありがとうございました。ちょっとお願いなのですけれども、資料ナンバー２２の②の中に、６，７，８ページに第４表が付いているのですが、小さくて見えない、ちょうど穴が開いてしまって、大事な数字が書いてありそうで、これを改めて大きくして配布していただいてよろしいでしょうか。

○藤川賃金室長

ご指摘ありがとうございます。今週金曜日に専門部会がございますので、ツーアップしていない版を配布させていただきます。

○山本会長

そのほかよろしいでしょうか。

○桜井委員

確認というか要望になるんですけど、今ほど説明いただいたところなのですが、その中にあった長野県の実態を知りたいという意味でお話しします。実地視察に行ったところの意見も出ていましたが、最低賃金が上がることによって扶養の枠が外れてしまうことを恐れて、働き控えをしているという話も出ているわけですが、そんな中で、１０月６日に昨年６３円上がったということで、働き控えせざるを得なかった部分や、あるいは、企業として支払いが難しく資金調達に時間を要したなど、昨年高額の引上げをして発効日を後ろにずらした県では調査を行ったというデータがあるではないですか。そのへんについて、長野県や長野労働局それぞれの調査、データがあったりするのですか。あったとすれば、参考資料として出していただけると、いろいろ判断するのに役立つと考えます。

○藤川賃金室長

先ほどのデータですけれども、発効日が１月以降にずれこんだ県のことで紹介させていただきました。昨年度ですが、正直申し上げますと、調査を行っていないということでございまして、データはございません。ご指摘を受けまして、今後、事務方の方でご検討させていただきます。

○山本会長

中村委員お願いします。

○中村委員

中央最低賃金審議会の方で、中東情勢の影響の資料が紹介されましたけど、これは全国の状

況ということもあるのですが、長野県の状況も調査しているので、しっかり出してもらったと思います。２回ぐらいまで、今ちょうどやっている最中ですけども、１回目のものがアンケート調査で企業の効率をとっておりますので紹介していただきたいと思います。

○藤川賃金室長

ご指摘ありがとうございます。確認させていただきたいのですが、主体はどちらが作っておられるのか参考まで教えていただければと思います。

○中村委員

長野県の産業労働部です。

○藤川賃金室長

今ご指摘いただきました中東情勢の影響について、全国だけでなく長野県も把握できる資料があるということでございますので、事務方の方で確認いたしまして、専門部会にお示しできるよう調整させていただければと思います。以上でございます。

○山本会長

ありがとうございます。その他はよろしいですか。

（意見等なし）

○山本会長

改めて、今年度の中賃の目安額の答申のところにもありますけど、客観的なデータ等を踏まえて長野県最低賃金の改正審議を尽くすという方法を確認させてもらいたいと思います。最後に労働者代表委員から何かありますか。使用者代表委員から何かありますか。

（意見等なし）

○山本会長

他になければ、念のため、今後の日程について事務局から説明をお願いします。

○藤川賃金室長

今後の日程ということでございますが、資料番号３２番をご覧ください。この後同じ場所で県最賃の第１回専門部会を開催いたします。各委員におかれましてはご出席をよろしくお願いします。なお、県最賃の専門部会については、資料番号３２の下の方に表がございますけど、第２回を７月 31 日午前 10 時 30 分から労働局１階会議室で開催いたします。第３回が、８月３日午前 10 時 30 分から労働局２階会議室ということでございます。第４回が、８月５日午前 10 時から労働局２階会議室で開催を予定しています。なお予備日ということで、８月６日午前 10

時から、開催した場合は第５回となりますが予備日を設けております。順調にご審議が進んだ場合でございますけど、８月５日午後３時から第３回本審が予定されています。資料番号３２番の上の方の本審部分の表の中にございますが、８月５日の本審で専門部会からの報告書の提出、審議会長からの答申のほか、特定最賃の改正決定の必要性の諮問が行われる予定となっております。

それ以降の８月の予定としては、8 月 7 日午前 10 時から第２回特定最低賃金検討小委員会を予定しており、８月 24 日午前 10 時から第４回本審、異議審と言われておりますが、開催する予定となっております。関係する各委員の皆様方には、お忙しいところ恐縮でございますが、各会への御出席を賜りますようお願い申し上げます。なお、正式通知は、後日送付させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○山本会長

１点確認させてください。今口頭で８月 24 日の第 4 回本審は 10 時とおっしゃったのですが。

○藤川賃金室長

時間ですね。すみません、10 時 30 分です。

○山本会長

ありがとうございます。他に何かありますか。なければ、本日はこれで閉会とします。お疲れ様でございました。

閉会